

2019 年12月11日

お客様各位

川崎汽船株式会社
自動車船営業グループ
米州チーム



バハマ税関規則に関するご案内

拝啓

貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、掲題の件に関し、バハマ税関当局のシステム変更に伴い、下記情報をB/L上への記載が必要となりましたのでご案内申し上げます。

対象のお客様へ於かれましては、2019 年12月上旬以降カリブ向けの船積みから、Shipping Instruction に同情報を漏れなくご記載頂きたく、お願い申し上げます。

敬具

記

1. バハマ向け貨物 B/L 上記載必須貨物情報

- (1) CHASSIS NO.
- (2) MAKER
- (3) MODEL
- (4) MODEL YEAR

2. 対象貨物

バハマ (NASSAU, FREEPORT) 向け全車両

3. 罰則

記載必須情報に漏れがあった場合、また本船 ETA48 時間前以降に B/L 記載事項を訂正する場合には、インボイス価格の 25%の罰金が、お客様に課せられる可能性がございます。

以上